

第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結

12月15日（火）、第一生命保険株式会社と県社会福祉協議会（県社協）との間で、包括連携協定を締結しました。

締結式では、同社富山支社の箭内（やない）明仁支社長と県社協の車司専務理事が協定書に押印し、相互に取り交わしました。

連携内容は、「高齢者の生きがいと健康づくり促進事業に関すること」「被災地における災害福祉活動に対する支援に関すること」などであり、相互の連携により地域福祉の推進を図る新たなネットワークが構築されました。



協定内容 - 協定書(写) -

高齢者の生きがいと健康づくりの促進、災害福祉活動に対する支援等に関する包括連携協定書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会(以下「甲」という。)と第一生命保険株式会社(以下「乙」という。)とは、相互に連携し、地域社会の発展と住民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び住民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- (1) 高齢者の生きがいと健康づくり促進事業に関すること。
 - (2) 被災地における災害福祉活動に対する支援に関すること。
 - (3) 甲の事業の情報発信に関すること。
 - (4) その他地域福祉の推進に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。
 - 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
 - 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社を実施させることができる。
 - 5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者(第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社を除く。)に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第7条 甲及び乙は、本協定の締結または履行に関して直接または間接に知り得た相手方の保有する個人に関する情報(生存・死亡に関わらず、相手方の顧客、使用人に関する情報を含むがこれらに限られない)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別できるもの、および個人情報の保護に関する法律に定める個人識別符号が含まれるもの(以下「個人情報」という)を、善良な管理者の注意をもって、かつ法令等に従って秘密に保持・管理するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者(第一生命ホールディングス株式会社、その国内子会社及び乙の関係会社を除く。)に開示・提供してはならないものとする。また、個人情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報の保護に関する各種法令等に従い適切に管理するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに個人情報の複製または改変をしてはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令または裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他甲又は乙を規制する権限を有する公的機関による開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で個人情報を開示することができるものとするが、甲及び乙は、相手方に対して商業

上合理的な範囲で速やかにその旨を報告するものとする。

3 甲及び乙は、個人情報、本協定の目的に必要な範囲内でのみ利用することとし、その他の目的に使用してはならないものとする。また、甲及び乙は、個人情報の漏えい、盗用および改ざんをしてはならないものとする。

4 甲及び乙は個人情報を取り扱う者の氏名・役職または部署名を別に定める方法により、本協定締結時および相手方が報告を求めたときに報告するものとする。

5 本協定が終了したときまたは甲又は乙が請求したときは、相手方は、直ちに、他方当事者の指示に従い、他方当事者に個人情報が記録された媒体を返還し、または、廃棄するものとし(廃棄処理した場合にはその旨を証明する書面を甲に提出するものとする)、無形的形態で保持されている個人情報を消去する。

6 甲及び乙は、相手方が本条に定める義務を遵守していないと認める場合には、その是正に必要な限りにおいて、相手方における個人情報の取扱いにつき指示することができるものとする。

7 本条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(反社会的勢力への対応)

第8条 甲及び乙は、現在、自己、自己の役員及び自己を代理又は媒介をする者その他の関係者が、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当すること

(2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていること

(3)反社会的勢力を利用していること

(4)反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していること

(5)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を将来にわたって行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告を要しないで直ちに本協定を解除することができる。ただし、相手方の故意によらずして前三項のいずれかに違反したと他方当事者が認めた場合において、相

手方が速やかに当該違反状況を解消したときはこの限りではない。

4 甲又は乙が第4項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、解除した当事者は相手方に対し、一切の賠償する責を負わないものとする。

5 甲又は乙が第4項の規定により本協定を解除した場合には、相手方は、解除した当事者の被った損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を保有する。

2020年12月15日

甲 富山県富山市安住町5番21号
社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
会 長
岩 城 勝 英

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命保険株式会社
富山支社長
箭 内 明 仁

< 参考 : 令和3年度における連携事項(予定) >

1. 健康と長寿の祭典や福祉用具の展示会などにおける『健康チェックブース』の運営(肌年齢測定、血管年齢測定、体組成チェックなど)

健康と長寿の祭典(年1回)

県民が一堂に会して、高齢者の生きがいづくりや社会参加への関心を高めるとともに、健康と長寿について共に考え、話し合い、「元気とやまの健康づくり」と「いきいきとした長寿社会」の実現を目指して開催

福祉用具の展示会(年1回)

保健・医療・福祉関係者及び一般県民の方々に、高齢者や障がいがある方の日常生活を支援する最新の福祉用具を紹介するとともに、福祉用具の適正な使い方・有効な活用方法等に関する情報を提供する。

2. 富山県いきいき長寿大学などにおける講師の派遣

富山県いきいき長寿大学(年6回)

シニア世代の活躍が元気な富山をつくる、明るく活力のある長寿社会を目指していくため、生きがいや地域で必要とされている活動等について学習する機会を提供し、県民の地域における社会参加を促進する。

3. 大規模災害が発生した場合の災害福祉活動に対する支援(物資の提供など)